明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一一三）　二

〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委三三）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同三四）　三
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（同三五）　三
○繊維製品品質表示規程の一部を改正する件（消費者庁九）　三
○除籍が滅失した件（法務二四九）　四
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二九）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一一八）　五
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件（同一一九）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇九九）　六
○特定都市河川流域を追加指定する件（同一一〇〇）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一一〇一）　八
○直轄砂防工事を施行する件（同一一〇二）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局八九、九〇）　九

〔人事異動〕
内閣　復興庁　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇
千歳川流域水害対策計画の策定について（北海道開発局）　一〇
産　業
日本産業規格（経済産業省）　一〇
〔資　料〕
令和六年六月中国際収支状況（速報）及び令和六年上半期中国際収支状況（速報）（財務省）　一二
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
有権者申出方、金融商品取引業者に対する行政処分関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　二五

省　令

○厚生労働省令第百十三号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百五十七号）の施行に伴い、並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月二十日

厚生労働大臣　武見　敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～二百四　（略） （削る） 二百五～二百十五　（略） （削る） 二百十六～三百三十九　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～二百四　（略） 二百五　二―（四―ブトキシベンジル）―一―（二―ジエチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 二百六～二百十六　（略） 二百十七　二―（二―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサノン及びその塩類 二百十八～三百四十一　（略）

附　則

1　この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百五十七号）の施行の日から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。